



写真：滋賀県提供

# あなたの『はたらく』を応援します！

= 平成 29 年度 行政運営方針の概要 =

滋賀労働局は、「あなたの『はたらく』を応援します！」をスローガンに、滋賀県における総合労働行政機関としての機能を活かして行政運営を行ってきました。

このスローガンの下、平成 29 年度は次の事項を最重点課題として、各種行政手法を組み合わせながら、はたらく人と企業の双方にとって、活動しやすい環境の実現が図れるよう、積極的に取り組みます。

- 1 「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備
- 2 女性、若者、高齢者、障害者等の多様な働き手の参画



厚生労働省

滋賀労働局

働きやすい滋賀をめざして

<http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

## I.労働行政の課題と施策

### 1 「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備

過労死等につながる長時間労働の抑制や有給休暇の取得促進、不合理な労働条件の格差を是正するための非正規雇用労働者の待遇改善等に取り組む「働き方改革」の推進などを通じて、すべての人が安心・安全に働くことのできる職場環境の整備を進めます。

#### ＝最重点として取り組む事項＝

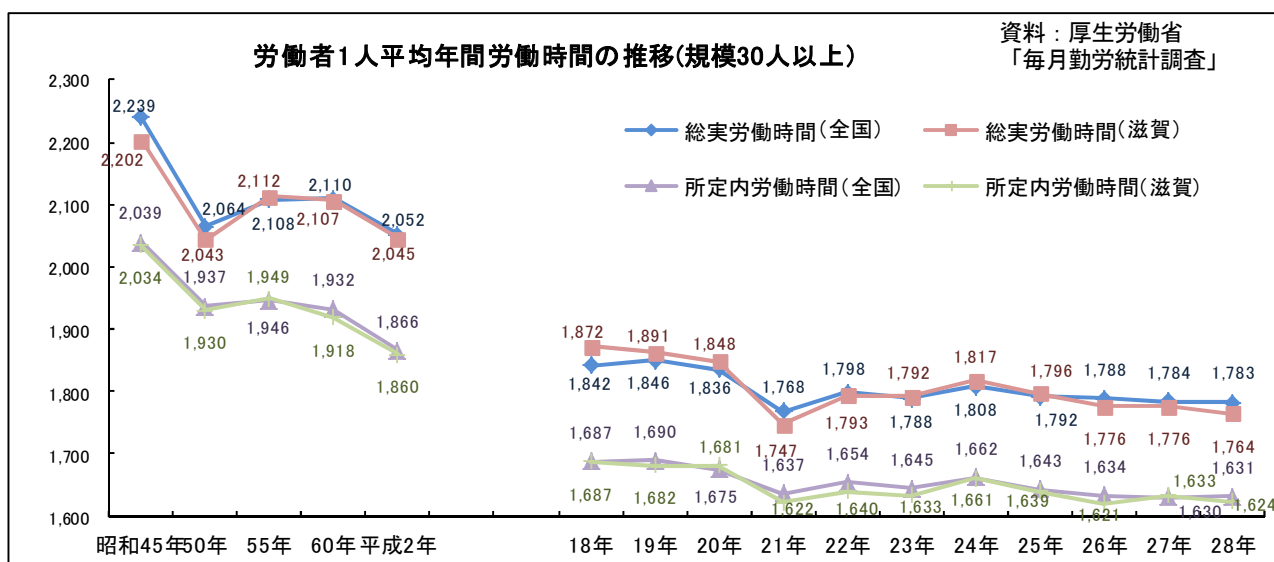
#### 1. 非正規雇用労働者の待遇改善、長時間労働の是正等

(1) 非正規雇用労働者の正社員転換・同一労働同一賃金の実現に向けた待遇改善の推進

「滋賀県正社員転換・待遇改善実現プラン」に基づき非正規雇用労働者への取組を推進します。特に、同一労働同一賃金の実現に向けて「非正規雇用労働者待遇改善支援センター」を活用し、非正規雇用労働者の待遇改善を図ります。

キャリアアップ助成金等を活用した非正規雇用労働者の正社員転換・人材育成を推進します。

(2) 過重労働解消に向けた取組、過労死等防止対策の推進



「長時間労働の抑制」や「過重労働による健康障害防止」に向けた監督指導等を行います。また、過労死等防止対策を推進します。

#### ① 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に係る監督指導等

長時間労働が疑われる事業場に対し、監督指導を徹底します。また、窓口でも長時間労働の抑制や医師による面接指導等をはじめとした過重労働による健康障害防止措置について指導します。

#### ② 過労死等防止対策の推進

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過重労働による健康障害の防止等に関する啓発のほか、相談窓口の周知・民間団体の活動への支援などの各種対策を推進します。

(3) 働き方改革・休暇取得促進、働き方・休み方の見直し等

長時間労働を前提としたこれまでの職場慣行を変え、定時退社や年次有給休暇の取得促進に取り組むよう企業の経営トップ等に働きかけを実施し、各企業における働き方改革を



促進するとともに、取組事例を「働き方・休み方改善ポータルサイト」に掲載し情報発信を行います。

年次有給休暇の取得促進に向け、夏季・年末年始、ゴールデンウィークのほか、10月を「年次有給休暇取得促進期間」として、重点的な周知・広報を行います。

#### (4) 最低賃金引上げと生産性の向上

##### ① 最低賃金制度が有効に機能するための対策の推進

県内の実情等を踏まえ、地方最低賃金審議会の円滑・適正な運営に努めるとともに、最低賃金の周知・履行確保を図ります。

##### ② 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援

賃金引上げに取り組む中小企業の労務管理の相談等にワンストップで対応する相談窓口を設置するとともに、生産性の向上を支援する業務改善助成金の利用勧奨を積極的に行います。



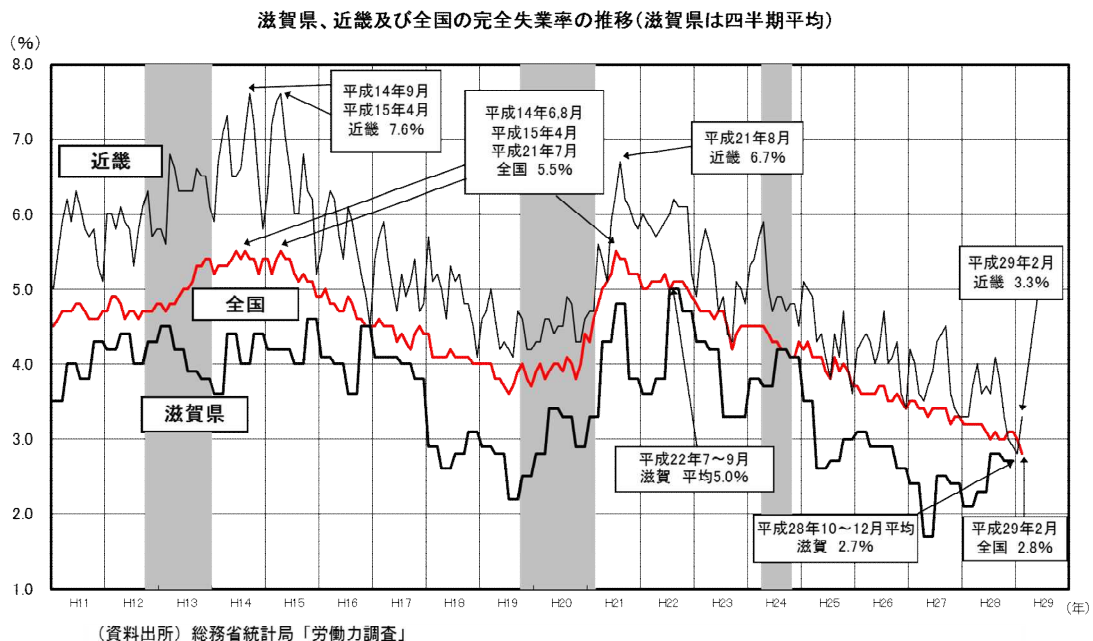
#### (5) ワーク・ライフ・バランスの実現

年次有給休暇の取得率が低い、または労働時間が長い業種を中心に、「労働時間等見直しガイドライン」の周知・啓発を行うとともに、働き方・休み方改善コンサルタントによる労働時間等改善の助言・指導を実施します。また、職場意識改善助成金の活用により設定改善に取り組む中小企業に対する支援を行います。

「働き方・休み方改善指標」の普及等について「働き方・休み方改善ポータルサイト」による情報発信を行います。

## 2. 人材確保対策の推進や労働生産性の向上等による労働環境の整備

(1) 求人者と求職者のニーズを的確に把握し、双方への働きかけを通じ、双方のニーズの結合を図るマッチングを効果的に推進します。



(2) 人手不足分野等における人材確保対策を推進します。

(3) 「滋賀県雇用対策協定」に基づき、滋賀県と相互に密に連携し、求職者の就職促進と県内企業の人材確保の支援等の雇用対策を効率的、効果的かつ一体的に取り組めます。

取組施設・おうみ若者未来サポートセンター、滋賀マザーズジョブステーション、  
滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前、シニアジョブステーション滋賀

- (4) 労働局（ハローワーク）と地方自治体（市町）との一体的実施等により、生活支援、就職支援等を実施します。

取組施設・湖南障がい者等職業相談コーナー（湖南市）、野洲生活困窮者等就労相談コーナー（野洲市）、大津市福祉事務所就労支援ステーション（大津市）、守山市地域職業相談室（守山市）

- (5) 失業の予防、雇用の安定等の目的を果たすとともに、生産性の向上を図るため、労働関係助成金の活用を図ります。

### 3. 労働条件の確保・改善対策

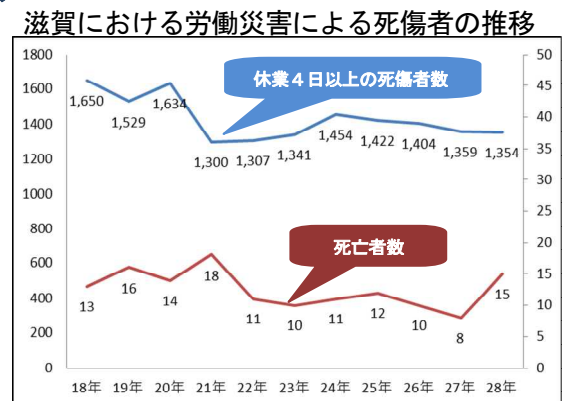
「基本的な労働条件の確立」や「賃金不払残業の解消」に取り組みます。

また、特定の労働分野における労働条件確保対策を推進します。

- (1) 基本的な労働条件の確立や賃金不払残業の解消に向け、労働基準法などの関係法令の遵守徹底や「労働時間適正把握ガイドライン」に基づく労働時間管理の適正化に取り組みます。  
また、重大・悪質な事案には、司法処分を含めて厳正に対処します。
- (2) 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組として、平日夜間・休日に無料で電話相談できる「労働条件相談ほっとライン」を周知します。また、相談内容により、監督指導等を実施します。
- (3) 自動車運転者、介護労働者、技能実習生等外国人労働者、障害者、派遣労働者の方が働く特定の労働分野ごとに、それぞれの特性に応じた労働条件の確保・改善対策を推進します。

### 4. 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり

「ゼロ災・滋賀」を合い言葉に、第12次労働災害防止推進計画(最終年度)の目標である労働災害による死亡者を9人以下、休業4日以上死傷者数を1,250人以下（平成28年の約7.7%減）とするため、第三次産業、製造業などの各重点業種対策を推進するとともに、「STOP転倒災害！プロジェクト」などにより業種横断的に多発している労働災害の防止を図ります。



- (1) 「滋賀県産業安全の日」(11月15日)の活性化を図るため、労働災害防止団体等とともに広く県内事業場に11月の「無災害運動」の参加を呼びかけます。
- (2) 小売業、飲食店における多店舗展開企業、複数の社会福祉施設を展開する法人に対しては、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を周知し、本社・本部の主導による安全衛生活動の推進を図ります。
- (3) ストレスチェック制度の徹底によるメンタルヘルス対策と、長期療養が必要な労働者の治療と仕事の両立支援の推進が図られるよう周知指導します。

「ゼロ災・滋賀」ロゴマーク  
趣旨に賛同する方は  
誰でも使用可能（申請不要）



### 5. 労災補償対策の推進

- (1) 労災保険給付の迅速・適正な処理を行います。
- (2) 精神障害事案及び脳・心臓疾患事案、石綿関連疾患並びに胆管がんの労災請求事案等について、適切に対応します。
- (3) 労災診療費の支払いの一層の適正化に努めます。

## 6. 労働紛争の解決促進

労働問題に関するあらゆる分野の相談を総合労働相談コーナーにおいてワンストップで受け付け、労働紛争の解決を図り、必要に応じ、労働基準監督署や公共職業安定所などに適切に取り次ぎます。

いじめ・嫌がらせなどパワーハラスメントに関する相談やマタニティハラスメント、セクシュアルハラスメントに関する相談など、職場におけるハラスメントに関する相談に対応するとともに、ハラスメントの未然防止対策を一体的に推進し、総合的なハラスメント対策を展開します。

## 2 女性、若者、高齢者、障害者等の多様な働き手の参画

適正な労働条件や労働者の安全と健康の確保、さらに、ワーク・ライフ・バランスを推進し、安全に安心して将来に希望を持って働くことができる労働環境の実現に取り組みます。

### ＝最重点として取り組む事項＝

#### 1. 女性の活躍促進

##### (1) 改正男女雇用機会均等法及び改正育児・介護休業法の履行確保

育児休業や介護休業等を取得しやすい環境を整備するため、平成 29 年 1 月 1 日から施行された改正育児・介護休業法の周知と、確実に取り組みを行うよう指導・啓発します。

また、改正法に沿った育児・介護休業等に関する規定の整備が未整備の事業所には規定の早急な整備を促します。

さらに、育児休業を最長で子が 2 歳まで延長することを可能とすることなどを内容とする育児・介護休業法の改正案が平成 29 年 3 月 31 日に成立し、10 月 1 日に施行されることから、その周知に取り組みます。

##### (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の実効性確保

女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画策定等が義務付けられている労働者 301 人以上の企業の完全実施を図るとともに、努力義務となっている 300 人以下の企業に対し策定・届出を積極的に働きかけます。また、「女性の活躍推進企業データベース」において、自社の女性の活躍状況に関する情報や行動計画を公表するよう促すとともに、えるぼし認定制度について、認定のメリットも含め広く周知し、認定申請に向けた取得促進を行います。



##### (3) 妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いへの厳正な対応

妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いの禁止や事業主が講じなければならないハラスメント防止措置について関係法令の周知徹底を図るとともに、相談に当たっては、労働者の立場に配慮しつつ迅速・丁寧に対応し、法令違反に対しては迅速・厳正な行政指導を行います。

##### (4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進

男女雇用機会均等法違反の事実が認められる事業場に対しては、法に基づき迅速かつ厳正に法違反の是正を図ります。

また、女性活躍推進法に基づく事業主への働きかけはもとより、各企業の実情に応じた自主的かつ積極的な取組の促進に向けポジティブ・アクションに取り組む事業主に対する支援を行います。



(5) 次世代育成支援対策の推進

次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度「くるみん」認定及び「プラチナくるみん」認定について、認定基準が改正されたことから広く周知を図り、認定申請に向けて積極的な働きかけを行い、仕事と育児を両立できる環境整備に努めます。



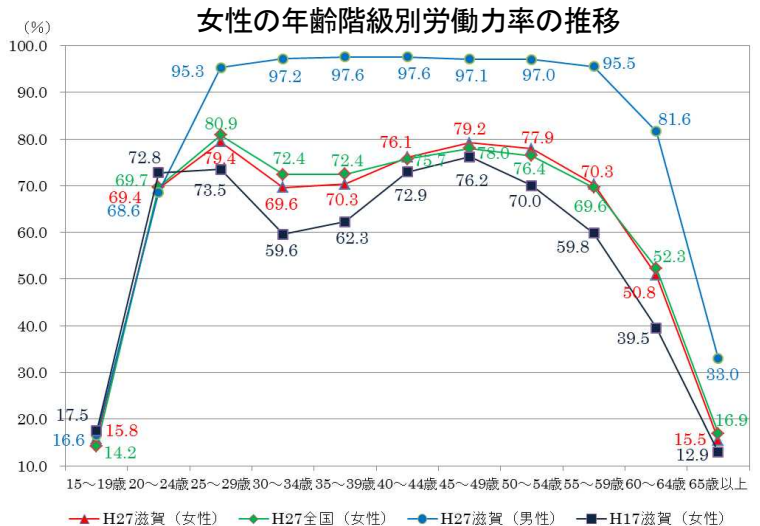
次世代認定マーク  
「プラチナくるみん」

(6) パートタイム労働者の正社員との均等・均衡待遇の確保対策の推進

均等・均衡待遇に取り組むための具体的な方法や事業主に対する職務分析・職務評価の導入支援により、パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇の確保を図ります。

(7) 女性の再就職支援の一層の強化等

マザーズコーナーにおいて、就職を希望する子育て中の女性やひとり親等の就職支援を実施します。  
また、「滋賀マザーズジョブステーション」において、地方自治体と連携して就職支援を実施します。



出所：総務省統計局「国政調査」(H27年全国値は抽出推計値)

2. 若者の活躍促進

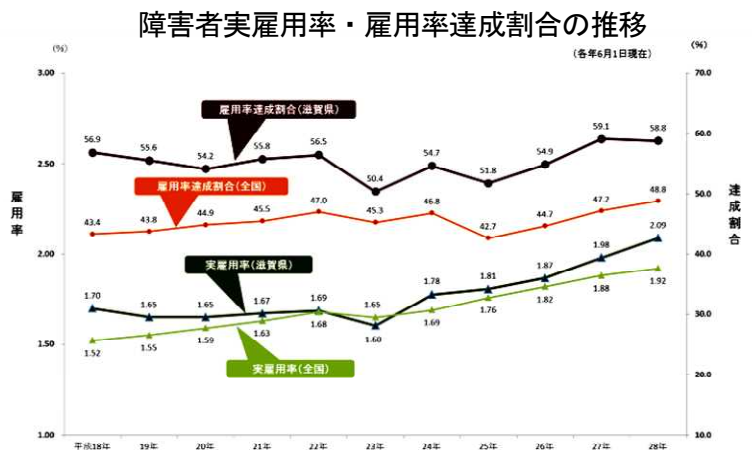
- (1) 若者雇用促進法に基づく認定制度「ユースエール企業」の普及等により、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、若者とのマッチングを図ります。
- (2) 行政・学校・労使で構成する「滋賀新卒者等就職・採用応援本部」において目標を掲げ、新卒者・既卒者の就職支援を実施します。
- (3) 学卒ジョブサポーターが中心となり、学校と連携して就職支援を実施します。
- (4) 「おうみ若者未来サポートセンター」内の滋賀新卒応援ハローワーク、滋賀わかもの支援コーナーを中心に、積極的に就職支援を実施します。



企業認定マーク  
「ユースエール」

3. 高齢者・障害者の活躍推進、生活困窮者等の就職支援

- (1) 希望者全員が65歳まで働ける企業の更なる普及を目指すため、高齢者雇用確保措置未実施企業の解消を図ります。
- (2) 障害者就業・生活支援センター、地域障害者職業センター等の地域の関係機関と連携した「チーム支援」により、障害者の就職の促進や職場定着の支援を実施します。また、県内企業の障害者雇用率達成割合を高めるため、製造業など主たる業種や大企業を重点に、早期の達成に向けた指導を行います。



- (3) がん、脳卒中などの疾病を抱える労働者の雇用管理を支援するため、「事業場における治療

と職業生活の両立支援のためのガイドライン」や「会社と主治医間の情報連絡シート」を周知します。

- (4) 生活困窮者等特別な配慮が必要な人については、求職者担当制により、きめ細かな職業相談・職業紹介を行い、就労支援を行います。

#### 4. その他の雇用対策の推進

- (1) 雇用主に対して公正な採用選考システムの確立に向けた啓発・指導を実施します。
- (2) 派遣労働者の保護等を図るため、派遣元・派遣先事業主等に対して指導監督を行い、労働者派遣法令の遵守を徹底させます。
- (3) 雇用保険制度の適正な運用と電子申請利用の周知に努めます。

## II. 総合労働行政機関としての機能

労働基準、職業安定、職業能力開発、雇用環境・均等の四行政が一体となり、労働法制の周知、幅広い情報発信に努め、働く人と企業の双方に良好な職場環境の実現を推進します。

また、労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所の連携の下、各行政分野における課題・取組状況等情報の共有化を図り、企業倒産、雇用調整等に係る情報収集、不適切な解雇や雇止め等の予防のための啓発指導を実施し、離職を余儀なくされた労働者の賃金不払い、解雇手続き、失業給付、再就職支援などの一連の手続きについて、総合的かつ機動的な対応を進めます。

## III. 地方自治体との連携とそれを踏まえた計画的運営

労働分野における行政需要はますます複雑かつ多様化しており、それぞれの課題に的確に対応するため、計画的な行政運営を行います。

### (1) 地方自治体等との連携

多岐にわたる地域のニーズを踏まえた行政運営を行うため、滋賀県・各市町、使用者団体、労働団体、社労士会、医師会等の地域関係者との情報の共有化を図り、行政課題への対応に当たっては、関係する機関と緊密な連携等を図ります。

#### ＝ 行労使4者による「滋賀県雇用推進プラン」の推進 ＝

滋賀労働局、滋賀県、連合滋賀、滋賀経済産業協会の行労使トップ4者による「雇用推進行労使会議チャレンジしが」を年1回開催し、地域の行労使が意見交換を行うことにより、地域の特性を踏まえた労働行政を展開するとともに、福祉・環境等の分野においては地方行政と共同した労働施策を推進します。

さらに、平成29年度より行労使に金融機関や識者を加えた「働き方改革推進検討会議」を設置し、滋賀県内の働き方改革について議論・検討を行い、「雇用推進行労使会議チャレンジしが」に提案する等施策の効果的な推進を図ります。

### (2) 地域の経済社会の実情の的確な把握

計画的・効率的な取組を進め、地域のニーズに適切に応える行政運営を進めていくため、労働行政に関係する情報を積極的に収集し、的確な分析を行うことにより、地域の実情を踏まえた行政課題を設定し、施策を検討・実施します。

また、「滋賀地方労働審議会」において公労使の意見をきめ細かく把握し、行政運営に的確に反映させるようにします。

### (3) 雇用施策に関する数値目標と運営

数値目標を定め、PDCAサイクルによる目標管理を行い、組織的に雇用施策を推進します。

行政運営にあたっては

1. 総合労働行政機関としての機能（総合性）の発揮
2. 地域に密着した行政の展開
3. 行政サービスの向上を基本姿勢とし、滋賀労働局職員行動規範に則り業務を推進します。

## 滋賀労働局

部・室名	課・室名	電話番号	F A X	所在地
総務部	総務課	077(522)6647	077(522)6442	[御幸庁舎] <b>★11月頃移転予定</b> ※ 〒520-0057 大津市御幸町6-6
	労働保険徴収室	077(522)6520	077(523)5755	
労働基準部	監督課	077(522)6649	077(522)6442	[労災補償課分室] 〒520-0047 大津市浜大津2-1-36 大津フコク生命ビル7階
	賃金室	077(522)6654		
	健康安全課	077(522)6650		
	労災補償課	077(522)6630		
	労災補償課分室	077(522)1131		
職業安定部	職業安定課	077(526)8609	077(528)5418	[梅林庁舎] <b>★11月頃移転予定</b> ※ 〒520-0051 大津市梅林1丁目3-10 滋賀ビル3階
	職業対策課	077(526)8686	077(528)6068	
	訓練室	077(526)8608	077(528)5418	
	需給調整事業室	077(526)8617	077(528)5418	
雇用環境・均等室		077(523)1190 077(522)6648	077(527)3277	[梅林庁舎] 同 滋賀ビル5階 <b>★11月頃移転予定</b> ※

## 労働基準監督署

署名	電話番号	F A X	所在地	管轄区域
大津	077(522)6641	077(522)6252	〒520-0802 <b>★11月頃移転予定</b> ※ 大津市馬場3丁目14-17	大津市・草津市・守山市 栗東市・野洲市・高島市
彦根	0749(22)0654	0749(26)0241	〒522-0054 彦根市西今町58-3 彦根地方合同庁舎3階	彦根市・長浜市・米原市 愛知郡・犬上郡
東近江	0748(22)0394	0748(22)0613	〒527-8554 東近江市八日市緑町8-14	東近江市・近江八幡市 甲賀市・湖南市・蒲生郡

## ハローワーク（公共職業安定所）

所名	電話番号	F A X	所在地	管轄区域
大津 (マザーズコーナー)	077(522)3773	077(526)1690	〒520-0043 <b>★11月頃移転予定</b> ※ 大津市中央4丁目6-52	大津市・高島市
高島出張所	0740(32)0047	0740(32)3419	〒520-1214 高島市安曇川町末広4丁目37	[高島市]
長浜	0749(62)2030	0749(65)3246	〒526-0032 長浜市南高田町字辻村110	長浜市・米原市
彦根 (マザーズコーナー)	0749(22)2500	0749(26)5186	〒522-0054 彦根市西今町58-3 彦根地方合同庁舎1階	彦根市・愛知郡 犬上郡
東近江	0748(22)1020	0748(25)0741	〒527-0023 東近江市八日市緑町11-19	東近江市・近江八幡市 蒲生郡
甲賀	0748(62)0651	0748(63)1825	〒528-0031 甲賀市水口町本町3丁目1-16	甲賀市・湖南市
草津	077(562)3720	077(562)9692	〒525-0027 草津市野村5丁目17-1	草津市・守山市 栗東市・野洲市

## ハローワーク付属施設等

付属施設等名	電話番号	所在地
滋賀新卒応援ハローワーク (おみ若者未来サポートセンター)	077(563)0301	草津市西洪川1丁目1-14 行岡第1ビル4階
ハローワーク東近江マザーズコーナー (滋賀マザーズジョブステーション)	0748(37)3882	近江八幡市鷹飼町80-4 滋賀県男女共同参画センター内
ハローワーク東近江 ハローワークプラザ近江八幡	0748(33)8609	近江八幡市鷹飼町562 近江八幡第一生命ビル7階
守山市地域職業相談室	077(583)8739	守山市梅田町2-1-205 セルバ守山2階

## 総合労働相談コーナー

コーナー名	電話番号	所在地
滋賀労働局総合労働相談コーナー	077(522)6648	大津市梅林1丁目3-10 雇用環境・均等室内 ※
大津総合労働相談コーナー	077(522)6641	大津市馬場3丁目14-17 大津労働基準監督署内 ※
彦根総合労働相談コーナー	0749(22)0654	彦根市西今町58-3 彦根労働基準監督署内
東近江総合労働相談コーナー	0748(22)0394	東近江市八日市緑町8-14 東近江労働基準監督署内

※ 滋賀労働局、大津労働基準監督署、大津公共職業安定所は11月頃、大津市打出浜に移転を予定しています。



